

幹線林道事業移行円滑化対策交付金（継続）

【平成31年度予算概算決定額 90,640（91,954）千円】

<対策のポイント>

平成19年度末に緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことに伴い、業務を承継した国立研究開発法人森林研究・整備機構において既設幹線林道に係る債権の確定と円滑な賦課金等の徴収、借入金等の償還を円滑に進める必要があります。

<政策目標>

既設幹線林道の道県等への円滑な移管

<事業の内容>

1. 賦課金等債権の確定及び徴収のための事務費

国立研究開発法人森林研究・整備機構における既設幹線林道に係る債権の確定と賦課金・負担金の徴収に係る事務費を措置します。

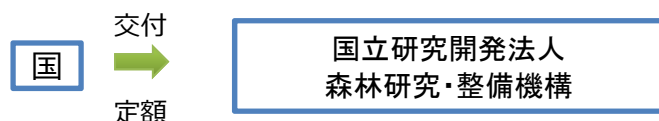
2. 徴収・償還等対策

- ① 賦課金の再調整に伴う還付利息相当額を補填します。
- ② 徴収・償還の制度差に起因する利差損相当額を補填します。

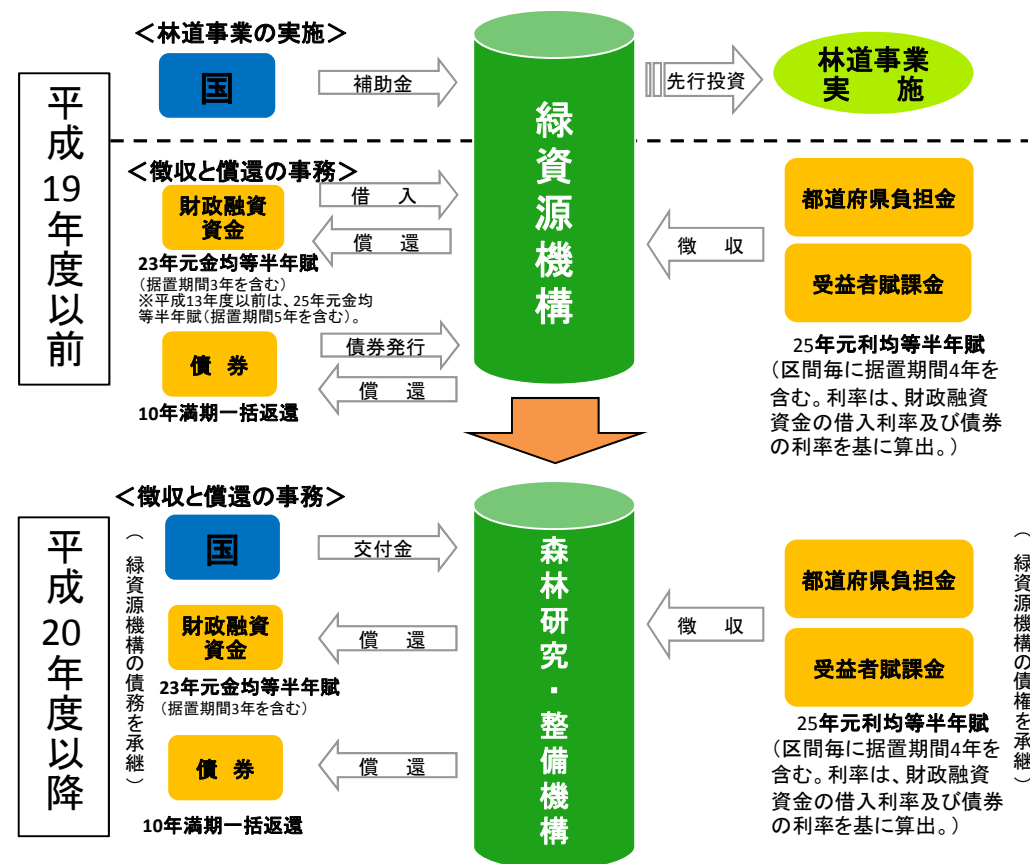
【ポイント】

- ・ 幹線林道事業の廃止に伴う区間の中止・見直しにより、受益者でなくなる者が発生します。これに対処するため、徴収した賦課金に利息を付して還付する必要があります。
- ・ 幹線林道事業に係る借入金（23年償還）等の償還財源は、金利を付して徴収する負担金等（25年償還）及びその運用益により賄う仕組みとなっています。しかしながら、高金利時代の負担金等に係る繰上償還が相次いだことにより、財政融資資金の償還財源が不足することから、利差損相当額を補填する必要があります。

<事業の流れ> 平成20年度～



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁整備課（03-3581-1032）